

町田市の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

町田市の福祉に関する事務所設置条例（平成12年3月町田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の項中「町田市中町一丁目20番23号」を「町田市森野二丁目2番22号」に改める。

附 則

この条例は、市役所の位置を定める条例の一部を改正する等の条例（平成16年3月町田市条例第1号）附則第2項に規定する日から施行する。

町田市の福祉に関する事務所設置条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(名称及び位置) 第 2 条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 略 位置 <u>町田市森野二丁目 2 番 22 号</u>	(名称及び位置) 第 2 条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 略 位置 <u>町田市中町一丁目 20 番 23 号</u>

